

観 参 第 3 3 5 号
令和8年7月16日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

一般貸切旅客自動車運送事業における臨時営業区域の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、登録旅行業者に対して、周知方
よろしくをお願いします。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人日本旅行業協会会長及び一般社
団法人全国旅行業協会会長に対しても通知したことを申し添えます。